



民法理由書

十一

等

一

〇

虎

第一〇號

第十卷

第一〇號

民法理由書撰保編二

分百十六條至第百九十八條

第一號
第三架
第八

司法部
記録課



司法部記録文庫

第四百九十七號

司法部

第七三號

寄贈圖書文庫

廿六年三月廿五日

廿三年正月廿四日

紙教定行 卷百七拾五枚半

城教馬

民法理由書担保編

自百十六條
終り迄

天運... 萬曆... 庚子...

萬曆... 庚子...

天運... 萬曆... 庚子...

天運... 萬曆... 庚子...

XB300

B 1
14 K

第三章 不動資産

分一節 不動資産の目的価値及び組成

分百十六条

不動産は、實際に於て單純に幾抵当に價入所

不動資産の何れに於ては、單に其目的の

不動産の合意上債務弁済の担保に供するに

目的の不動産に於ては、債務に在りては、

不動産の持主が有する債権の弁済に

不動産の持主が有する債権の弁済に

不動産の持主が有する債権の弁済に

こ	物	先	預	予	本	ナ	押	カ	こ
ま	ヲ	権	こ	有	条	リ	工	そ	ま
り	採	ヲ	至	二	ノ		ハ	不	し
テ	取	以	ラ	一	規		ジ	動	優
ハ	之	テ	ハ	キ	定		ト	産	先
抵	ハ	不	ハ	二	一		ヨ	ヲ	権
当	権	動	以	個	不		妨	賣	ヲ
債	利	産	お	ノ	動		ク	却	有
権	ヲ	ノ	、	権	産		ル	シ	ら
在	在	収	於	利	債		ハ	又	ん
ノ	二	益	テ	ヲ	ト		一	ハ	ノ
権	一	リ	也	明	稱		ノ	他	こ
利	ハ	為	ノ	示	云		権	ノ	ナ
ヲ	才	シ	債	云	ハ		利	債	ウ
有	二	シ	権	ハ	物		ヲ	権	之
云	債	シ	在	一	上		有	在	尚
ハ	務	シ	シ	債	担		二	カ	ホ
シ	ノ	シ	至	務	保		ル	之	債
即	所	産	シ	ノ	シ		元	ヲ	務
チ	所	出	ハ	所	依		ノ	善	矣

一	凡	右	十	レ	持	ウ	二	五	地
ノ	二	レ	レ	ト	在	立	レ	レ	ノ
氏	八	速	ハ	ナ	レ	々	僥	々	在
ノ	僥	ウ	ナ	レ	委	八	檢	コ	特
ナ	檢	ル	リ	レ	二	檢	在	ト	檢
ナ	在	ル	リ	追	八	利	ト	得	僥
ナ	ノ	ル	リ	及	レ	ノ	レ	八	檢
カ	優	以	レ	レ	檢	見	至	レ	在
人	先	テ	レ	レ	ノ	レ	係	レ	レ
コ	檢	之	レ	利	檢	レ	レ	レ	到
ト	レ	月	レ	又	レ	レ	レ	レ	レ
ヲ	レ	考	レ	推	レ	レ	レ	レ	レ
知	糧	フ	レ	馬	レ	レ	レ	レ	優
ル	類	八	レ	ノ	二	レ	レ	レ	先
コ	二	レ	レ	一	レ	レ	レ	レ	月
ト	箇	レ	レ	箇	レ	レ	レ	レ	以
ヲ	レ	不	レ	ノ	ト	レ	レ	レ	テ
得	レ	動	レ	効	ト	レ	レ	レ	年
レ	レ	産	レ	力	ト	レ	レ	レ	并
レ	レ	値	レ	レ	ト	レ	レ	レ	清
不	同	ヲ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	ヲ

動	益	二	一	工	有	權	斯	債
債	九	凡	し	付	有	左	ノ	ヲ
債	厚	采	之	于	乙	左	如	併
債	廿	實	之	ハ	八	左	夕	有
債	之	及	反	ハ	天	左	一	七
債	廿	七	之	フ	天	左	箇	之
債	八	奇	テ	一	天	左	担	ハ
債	ノ	出	不	切	天	左	担	口
債	十	物	動	ノ	天	左	保	卜
債	リ	小	債	人	天	左	ヲ	ハ
債	ナ	付	ノ	ト	天	左	之	古
債	ル	テ	債	對	天	左	テ	來
債	債	債	債	之	天	左	債	ノ
債	債	債	債	債	天	左	債	體
債	債	債	債	債	天	左	債	行
債	債	債	債	債	天	左	債	之
債	債	債	債	債	天	左	債	是
債	債	債	債	債	天	左	債	之
債	債	債	債	債	天	左	債	又
債	債	債	債	債	天	左	債	之
債	債	債	債	債	天	左	債	又
債	債	債	債	債	天	左	債	之
債	債	債	債	債	天	左	債	之
債	債	債	債	債	天	左	債	之
債	債	債	債	債	天	左	債	之

ナ	勤	一	氏	八	子	廿	朝	惜	ノ
ク	業	心	半	中	制	三	限	心	十
殆	ノ	何	限	今	限	三	夕	依	八
心	大	上	ノ	日	二	上	制	テ	九
卜	部	上	老	二	八	是	限	テ	板
不	夕	上	夕	於	夕	上	心	テ	子
融	佐	上	夕	テ	夕	夕	テ	テ	本
通	極	上	夕	之	夕	夕	テ	テ	邦
物	ノ	上	得	夕	夕	夕	三	夕	心
卜	月	上	夕	夕	夕	夕	十	夕	於
十	的	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	テ
夕	卜	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	又
一	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	高
般	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	キ
経	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	之
済	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	心
上	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	付
モ	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	心
夕	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	二
夕	夕	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	八
弊	限	上	夕	夕	夕	夕	夕	夕	心

去

本年	方百十七	凡口小	十午	十凡	由	十午	ラ	於	高
ノ	十七	ト	午	凡	二	午	ス	テ	上
起	条	ヲ	未	ト	基	年	尚	三	土
合		得	好	子	ヲ	ヲ	敷	十	敷
ハ		ハ	十	ハ	天	超	回	个	回
禮		キ	八	ハ	十	過	ノ	年	ノ
儀		ノ	十	ハ	少	二	証	ヲ	証
ヲ		ハ	未	証	此	八	明	超	明
此		ハ	ハ	明	概	口	ヲ	過	ヲ
二		ハ	之	ヲ	ハ	ト	十	二	ハ
八		ハ	ハ	爲	ハ	ヲ	二	八	ハ
口		ハ	ハ	二	爲	禁	天	口	ハ
ト		ハ	ハ	口	初	シ	大	ト	ハ
十		ハ	ハ	ト	ノ	ル	後	ヲ	ハ
ノ		ハ	ハ	ヲ	期	ハ	通	禁	ハ
ハ		ハ	ハ	得	限	ハ	員	シ	ハ
シ		ハ	ハ	二	三	ハ	シ	ハ	ハ
テ		ハ	ハ	若	十	又	テ	ハ	ハ
解		ハ	ハ	シ	年	右	三	ハ	ハ
之		ハ	ハ	三		ノ		ハ	ハ
		ハ	ハ			理		ハ	ハ

此乃得... 三在... 債務在... 乃... 動... 債...

誤定... 心... 已... 九十八... 控... 之...

規定... 中... 規... 所... 之... 類... 八... 天...

十... 三... 債... 左... 所... 設... 之... 可... 担... 保...

支... 動... 債... 那... 抵... 者... 又... 他... 人... 債... 務...

乃... 之... 天... 債... 之... 乃... 得... 之... 然... 乃... 即... 个... 同...

此... 債... 抵... 者... 乃... 債... 之... 保... 之... 不... 動... 產... 債... 務... 力...

同... 條... 件... 又... 以... 之... 誤... 定... 之... 乃... 八... 乃... 得... 之... 亦...

論... 債... 務... 乃... 所... 成... 之... 乃... 八... 乃... 非... 之... 乃... 亦...

亦... 債... 務... 乃... 所... 成... 之... 乃... 八... 乃... 非... 之... 乃... 亦...

不	ノ	担	カ	ト	竟	其	額	得	若
動	檢	保	拍	又	二	收	二	二	レ
者	利	ヲ	當	必	八	益	付	二	不
使	ト	ヲ	ノ	安	心	ト	テ	几	動
ヲ	至	認	目	上	不	付	中	毛	者
設	今	定	的	之	動	産	拍	ノ	使
定	ノ	ス	卜	如	者	産	當	サ	ト
ス	檢	ル	十	以	ノ	産	得	レ	為
八	利	コ	九	二	付	産	檢	ハ	レ
左	ト	ト	口	個	合	産	左	リ	レ
力	ヲ	得	卜	ノ	心	産	下	モ	レ
至	有	又	又	全	於	産	同	六	レ
不	ス	日	得	件	テ	産	六	十	レ
動	ル	的	ハ	ノ	債	産	寸	八	レ
者	レ	夕	牛	完	持	産	人	業	レ
ト	非	儿	毛	又	左	産	優	レ	レ
付	カ	不	ノ	夕	一	産	先	レ	レ
于	レ	動	十	儿	身	産	持	レ	レ
收	ハ	者	八	一	所	産	ヲ	レ	レ
益	ハ	ト	口	年	所	産	取	レ	レ

加	八	消	十	牙	不	人	既	凡	又
之	十	滅	二	禮	動	如	人	一	一
好	八	後	否	求	產	中	權	永	借
益	八	十	立	七	核	甘	利	核	十
人	一	九	十	得	人	合	消	八	十
凡	一	日	七	可	消	二	滅	十	十
疑	一	以	八	中	滅	北	二	十	十
人	一	于	債	時	七	行	依	十	十
核	一	優	移	樣	力	債	于	為	十
利	一	先	人	日	八	核	身	心	十
人	一	核	核	二	以	左	終	身	十
核	一	利	至	几	小	担	了	不	十
令	一	行	几	工	核	保	二	動	十
未	一	工	天	十	于	人	一	產	十
消	一	下	已	利	債	目	心	值	十
滅	一	下	下	益	移	的	如	又	十
七	一	缺	担	几	人	了	心	凡	十
十	一		保	几	在	人	所		十
八	一				濟				十

上	只	七	否	元	七	十	ノ	借	時
八	効	利	否	本	七	七	注	額	十
十	と	息	ウ	一	債	七	之	ヲ	單
り	担	ヲ	カ	分	務	負	ア	減	元
	保	担	レ	之	ノ	持	ハ	ム	尚
	ヲ	保	ハ	之	利	ヲ	債	ハ	未
	為	又	至	之	息	取	権	之	了
	之	ハ	不	之	之	得	力	ノ	ノ
	高	モ	動	得	之	ム	斯	十	期
	利	ト	産	可	之	ハ	如	ハ	之
	息	十	使	中	得	一	キ	ノ	近
	力	ハ	以	付	可	座	不	ノ	ワ
	之	ハ	法	合	キ	毎	動	ノ	ノ
	之	モ	律	之	リ	年	産	ノ	之
	止	モ	上	止	ノ	ノ	持	於	後
	口	モ	債	口	ハ	扱	ヲ	テ	テ
	人	モ	務	ハ	ハ	益	日	充	漸
	ハ	モ	ノ	ハ	ハ	ノ	的	分	次
	ハ	モ	元	ハ	ハ	額			
	ハ	モ	本	ハ	ハ	單			
	ハ	モ	及	ハ	ハ				

法文

分二百九条
那也
不
善
自
抵
当
之
受
之
本
条

十九
類
又
規
定
又
設
之
控
制
或
期
后
定
以
之

十
條
天
尚
其
物
之
感
失
之
付
之
一
之
受
何
之

設
之
夕
之
身
三
塊
而
上
之
以
受
何
之
本
条
之
規
定
又

以
不
動
產
質
之
亦
之
返
用
之
八
之
上
之
得
之
也

分
百
十
九
条
也
也
也
也
也
也
也
也
也
也
也

不
動
產
質
之
性
質
上
抵
当
之
包
含
之
八
之
二
之
也

且
台
意
上
之
天
之
十
八
力
故
之
台
之
上
之
抵
当
之
同

一
之
方
式
之
以
之
設
定
也
之
八
之
天
之
夕
之
八
之
上

分
百
十
九
条
也
也
也
也
也
也
也
也
也
也
也

馬	不	心	諺	云	考	凡	考	合	民
十	動	夕	定	可	佐	口	佐	十	法
如	產	九	之	力	不	亦	亦	二	中
大	貨	二	凡	日	必	或	或	十	一
登	夕	箇	如	二	之	得	得	二	於
記	以	物	因	時	之	此	此	二	于
我	于	物	以	上	會	十	十	於	一
依	分	十	人	之	之	然	然	一	法
于	左	儿	一	于	會	上	上	法	符
之	左	村	七	一	之	上	上	符	上
又	左	會	号	一	一	上	上	上	ノ
公	左	止	分	一	一	上	上	上	不
示	左	止	二	一	一	上	上	上	動
之	左	止	百	一	一	上	上	上	產
八	左	止	十	一	一	上	上	上	貨
丁	左	止	二	一	一	上	上	上	成
卜	左	止	年	一	一	上	上	上	立
又	左	止	々	一	一	上	上	上	之
甲	左	止	々	一	一	上	上	上	八
安	左	止	々	一	一	上	上	上	好

ト為二
ケ百二十
年

本条ニ
於テハ
才判ノ
コトヲ
掲ケ
タリト
見テ
之

ト決
テ才判
ヲ以テ
旨之
及テ
遺言
ヲ如ク
不動

產債
取定
ノ一箇
ノ原因
ト為云
ハ此
ニ當テ
其

名
ニ於テ
争ヒ
テハ
其
為テ
不動
產債
ノ原因
ト

テ
立張
セリ
テハ
人
旨之
若クハ
遺言
カ生立
テ

ル
中
否
中又
ハ有
効ナ
ル
否
中
決
スル
ハ才
判

ヲ
云
フ
又
ハ
ナ
リ
ト
ハ
其
旨
之
及
テ
遺
言
カ
生
立
テ

分
百
二
十
一
年

物	分	卜	動	台	不	且	不	空	當
物	分	卜	動	台	不	且	不	空	當
夕	而	之	成	之	動	且	動	用	車
八	三	二	佐	於	成	之	佐	卜	在
不	十	一	福	于	也	公	也	牙	月
動	二	三	也	以	五	示	七	魚	レ
七	年	年	以	為	期	う	二	力	心
子			為	子	ノ	う	夕	ハ	安
禮			子	附	利	ハ	八	コ	ノ
禮			附	記	ノ	所	ハ	ト	至
在			記	二	記	力	得	ヲ	七
カ			二	ハ	ハ	足	セ	レ	士
占			ハ	子	必	朝	シ	ハ	ナ
有			子	以	也	ノ	ハ	為	ウ
二			以	テ	ト	禮	ハ	々	カ
八			テ	充	也	利	レ	若	人
コ			充	分	云	二	レ	也	在
ト			分	十	片	レ	テ		禮
ハ			十	不	好				ト

三左、萬二八、公示方性、一令ヲ為ス、元ノ二シ

テ是宜、以種類ノ担保、其類ヲ付シ、夕八

所以、下リ他ノ權利ニ要係ス、凡コトナク、由接

付與セラレ、夕八同益權又ニ其他ノ利益ノ權利

ヲ以テ不動產ノ權利ノ一部トシテ、於テ二分三、夕八

至ニ其研究、權ノ完全ヲ示カ、凡コトナク、知ラシム

凡コトナク、登記ヲ為ス、夕八以テ足リ、夕八入シ、曉

レ凡、不動產ノ權利ノ登記止、夕八之ヲ高木他ノ債權、左ト

ノ比較上、左權ヲ凡ス、凡債權、左ヲニテ、不動產ノ

所有ニ付テ、優先權ヲ得セシム、凡天ノナリ、茲

分	為	卜	物	昭	不	分	三	八	以
二	廿	同	位	力	動	百	在	斤	之
節	二	一	并	二	危	二	知	為	不
不	十	十	心	又	危	十	之	之	動
動	八	八	効	八	危	三	知	之	危
危	十	八	力	十	危	條	之	之	危
之	百	依	至	十	危	危	之	有	之
効	五	之	之	十	危	危	之	八	依
力	條	法	十	十	危	危	十	依	依
一	法	在	全	然	危	危	十	十	依
令	文	一	之	之	危	危	十	十	依
自	之	特	動	十	危	危	十	十	依
之	讓	之	危	吊	危	危	十	十	依
之	之	詳	危	天	危	危	十	十	依
之	之	四	危	其	危	危	十	十	依
之	之	之	危	不	危	危	十	十	依
之	之	之	危	可	危	危	十	十	依
之	之	之	危	分	危	危	十	十	依
之	之	之	危	之	危	危	十	十	依
之	之	之	危	之	危	危	十	十	依
之	之	之	危	之	危	危	十	十	依
之	之	之	危	之	危	危	十	十	依

乃百二十四条

不動產債
乃由
人債權
乃其
不動產
利益

至
乃其
人所
權利
動產債
乃其
人債權

在
乃其
乃其
權利
比
乃其
乃其

本
乃其
規
乃其
乃其
乃其
乃其

取
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其

乃
他人
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其

乃
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其

乃
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其

乃
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其
乃其

不	地	債	益	利	召	十	十	債	依
動	位	取	一	子	二	十	債	于	子
債	立	債	之	利	於	十	在	昆	二
上	口	持	及	益	子	而	力	几	權
為	天	友	之	一	為	之	貸	利	十
子	之	必	及	見	矣	日	為	十	行
几	子	二	之	几	設	如	二	行	故
地	了	自	及	八	十	子	工	不	動
合	子	債	之	十	八	動	十	動	債
一	二	物	十	天	通	債	得	債	一
如	係	收	十	一	如	十	几	一	變
十	地	益	十	十	動	不	十	債	之
其	一	牙	十	是	債	動	十	一	債
收	耕	為	不	元	物	債	限	元	取
益	地	上	動	不	一	十	八	元	
牙	牙	得	債	動	十	一			
為	以								

己	ノ	分	凡	夕	カ	云	ト	ラ	又	又
テ	ノ	百	研	二	不	八	キ	又	又	二
不	ノ	十	以	之	動	コ	ノ	又	又	二
動	ノ	八	十	テ	處	卜	如	又	又	二
處	ノ	条	十	高	佐	二	中	又	又	二
ヲ	ノ	ノ	十	所	ノ	二	情	又	又	二
誤	ノ	規	十	施	何	二	持	又	又	二
定	ノ	之	十	物	云	二	立	又	又	二
ス	ノ	以	十	人	之	二	力	又	又	二
ハ	ノ	從	十	望	於	二	自	又	又	二
コ	ノ	入	十	望	テ	二	天	又	又	二
ト	ノ	不	十	ヲ	レ	二	如	又	又	二
ヲ	ノ	益	十	為	レ	二	片	又	又	二
得	ノ	レ	十	二	債	二	佞	又	又	二
カ	ノ	益	十	口	務	二	屈	又	又	二
凡	ノ	レ	十	ヲ	左	二	ノ	又	又	二
天	ノ	尺	十	許	辭	二	必	又	又	二
ノ	ノ	頤	十	之	讓	二	要	又	又	二
ト	ノ	梅	十	夕	ヲ	二	ヲ	又	又	二
	ノ	利	十	夕	待	二	或	又	又	二
	ノ		十	夕		二		又	又	二

当	需	夕	限	期	レ	契	レ	天	人
レ	レ	八	力	限	レ	約	レ	又	然
債	弁	天	單	ノ	レ	ノ	レ	債	レ
持	清	ノ	レ	後	債	了	契	契	レ
在	ヲ	ノ	債	之	ノ	了	ノ	約	レ
レ	為	十	務	ヲ	弁	債	明	レ	レ
約	二	八	在	為	清	并	月	專	レ
レ	口	十	ノ	二	概	清	ヲ	キ	レ
文	卜	十	利	天	レ	レ	越	テ	レ
入	日	十	益	ノ	契	中	過	不	レ
債	得	十	ノ	為	約	レ	三	動	レ
物	入	日	レ	メ	ヲ	於	儿	荷	レ
ノ	レ	日	為	レ	以	テ	好	ノ	レ
契	斯	日	メ	レ	テ	二	局	債	レ
或	如	日	レ	定	二	八	レ	取	レ
借	年	日	定	メ	カ	カ	レ	債	レ
力	付	日	メ	ウ	フ	フ	レ	持	レ
同	合	日	レ	レ	ス	ス	レ	在	レ
レ	レ	日	レ	レ	債	債	レ		

心	定	人	受	使	立	一	了	至
聖	子	者	工	物	法	貸	二	期
父	設	故	人	人	在	借	八	日
新	之	人	種	貸	一	人	上	不
時	二	種	限	之	此	得	共	完
樣	方	限	卜	為	弊	八	二	二
之	人	同	一	二	害	口	レ	レ
要	力	十	十	丁	カ	ト	テ	テ
工	為	几	几	ト	ラ	舌	テ	テ
儿	レ	レ	レ	テ	レ	夕	テ	テ
財	夕	依	地	許	レ	數	消	消
身	人	レ	人	セ	レ	カ	滅	滅
篇	貸	特	二	レ	レ	ル	二	二
規	貸	詳	集	レ	レ	レ	レ	レ
定	借	綱	二	氏	レ	茲	レ	レ
日	期	ノ	財	此	レ	日	ノ	レ
及	日	規	產	点	レ	以	ト	レ
用	及					テ	也	終

セリ

又債契約ノ継続期間力賦奪受人ノ権限ヲ以

テ為シ得ヘキ債契約ノ期間力短キ場合ニ於

テハ債取債権在ハ債権ノ限交以内ニ於テハ

債取ヲ為スコトヲ得ヘシ若シ債権在ハ債権ヲ

譲渡サレシト欲スルハ債権ノ契約ニ依テ

定メタル期間ヲ以テ限交トスルモノニ非ズシ

テ取戻シ債権ノ存在ニ止ルモノナリ

任令債務在カモ以テ債務ノ弁済ヲ為シ

此トナシトモ又然リ且ルハ何旨ニ於テ譲受人

テ	奉	力	適	ケ	一	一	二	債	力
巳	奉	百	用	夕	動	フ	指	權	收
用	奉	二	二	八	資	答	ノ	在	益
益	ノ	十	八	分	ノ	取	ノ	之	ノ
権	照	五	ノ	百	債	所	所	力	過
ノ	文	條	シ	七	孔	ノ	如	責	去
更	ヲ			至	債	為	申	何	ヲ
シ	以			テ	権	上	ノ	月	為
テ	テ			テ	在	之	債	カ	ニ
規	規			不	ノ	コ	勢	ル	夕
定	定			動	資	ト	在	ハ	八
ニ	ニ			資	ノ	ウ	ノ	十	十
ル	ル			ノ	嚴	得	コ	年	ハ
重	重			格	十	ル	ト	債	債
項	項			八	規	点	缺	勢	在
ハ	ハ			規	定	ニ	人	ノ	至
財	財			定	ヲ	付	又	益	シ
存	存			ヲ	設	テ	益	已	
篇	篇			設		シ	右		
ノ	ノ					ム			
於	於								
十	十								

負担ヲ	不動資	天産	虚有	ナリト	課	方一	多	ノ	リ
扣除	資	取	在	ト	ノ	不	考	義	然
之	ヲ	債	ト	ス	色	動	財	勢	リ
而	シ	持	至	然	担	資	産	、	ト
之	生	在	レ	レ	ス	ノ	并	比	モ
其	ス	ハ	テ	凡	ル	債	ハ	ス	氏
残	几	斯	之	用	ノ	取	十	レ	産
額	年	ヲ	力	益	義	債	六	一	取
ヲ	実	如	求	在	勢	持	条	者	債
以	及	ナ	テ	一	ア	在	以	少	持
テ	七	ナ	償	結	ル	力	下	、	在
債	生	ナ	ヲ	与	ト	租	一	差	ノ
持	資	即	為	向	一	極	条	異	義
ノ	物	テ	ス	ラ	用	其	ア	ル	勢
年	中	テ	コ	之	益	地	ル	ノ	、
毎	ヲ	テ	ト	ヲ	在	毎	ル	テ	之
年	り	テ	テ	負	ト	年	ル	テ	テ
酒	以	テ	得	担	同	、	ル	テ	用
	以	テ	サ	上	一	公	ル	テ	益
			ル						在

充奇之人力故之債勢在日特其債還之

分二不動產之債取債權在力債物之修繕之

スノ義務アリコト又用益在ト同一ナリ然レ

トス氏義務ニ付テ前ニ掲ケタル義務ト同シ

ク結局債取債權在自ラ之ヲ負担スルニ非ス

テ其費用ハ実ニ付テ扣除スルコトヲ得ハシ

又之修繕ニ付テ之ヲ論スレハ用益在之ヲ為

スノ義務ヲ有セザレトス債取債權在却テ之

ヲ為スノ義務アリ然レ成ルニ修繕カ必要且急

ニ

一	直	八	ノ	務	之	夕	之	テ	白
自	今	コ	如	左	ヲ	夕	求	債	十
巳	ト	ト	夕	ニ	行	八	債	持	八
ノ	之	ヲ	十	至	コ	寸	持	在	寸
有	ヲ	持	八	シ	ト	ノ	ヲ	カ	合
二	求	コ	二	テ	ヲ	如	有	大	限
八	求	ヲ	ハ	債	得	夕	二	修	八
担	之	要	ハ	還	可	不	一	借	天
保	ハ	也	コ	ヲ	ナ	動	レ	ヲ	ノ
ヲ	ト	ス	二	求	ノ	産	テ	為	ト
保	ヲ	大	モ	ス	レ	ノ	凡	レ	二
存	得	修	債	八	ナ	采	求	夕	加
二	可	借	務	コ	ラ	宣	債	片	之
八	レ	ヲ	弁	ト	ス	マ	持	ハ	右
為	蓋	存	済	ヲ	尚	リ	ハ	債	ノ
又	レ	レ	ノ	得	ホ	扣	前	務	寸
元	債	ハ	時	可	特	除	レ	交	合
本	持	ト	極	レ	レ	シ	指	ニ	レ
	矣	ナ	至	斯	債	テ		此	此

斯	互	ト	於	建	十	本	カ	ナ	ノ
如	計	他	テ	物	八	条	百	リ	立
中	算	ノ	ハ	又	ト	ノ	二	イ	替
ノ	ヲ	一	一	一	其	規	十	イ	ヲ
精	為	方	方	宅	他	定	六	イ	為
算	ス	ト	在	地	ノ	一	条	イ	ス
ヲ	コ	在	テ	カ	土	受	ノ	イ	ノ
為	ト	ソ	テ	不	地	物	義	イ	義
ス	常	テ	正	動	十	ハ	務	イ	ヲ
コ	必	不	不	債	八	不	自	フ	ハ
ト	妥	動	動	ノ	ト	動	ハ	中	上
十	十	債	債	目	レ	力	非	レ	非
夕	八	務	ヲ	的	送	建	ラ	カ	ハ
大	一	手	リ	物	レ	物	カ	ル	ハ
体	レ	生	生	夕	正	又	ル	ハ	ハ
レ	而	ス	ス	ル	日	一	ル	ハ	ハ
於	シ	八	八	レ	乃	宅	ル	ハ	ハ
テ	テ	利	収	レ	為	地	ル	ハ	ハ
全	テ	息	益	レ	セ	地	ル	ハ	ハ
		ト	ト	レ					

ノ	ナ	殺	毎	ス	ル	明	シ	ア	ウ
債	八	力	セ	ノ	子	ス	夕	ラ	カ
持	合	成	エ	イ	以	八	ハ	ス	殺
之	之	立	シ	ナ	テ	コ	ハ	之	ヲ
果	成	セ	テ	ラ	債	ト	合	ニ	為
示	立	カ	九	二	勢	前	ニ	反	カ
又	エ	ハ	殺	五	ハ	前	テ	シ	シ
一	ハ	コ	ヲ	法	利	掲	テ	テ	ム
利	カ	ハ	シ	在	息	夕	テ	テ	ハ
息	或	却	夕	ハ	ト	ハ	其	地	コ
ノ	ハ	テ	リ	至	互	村	収	等	ト
法	ハ	身	ト	進	ハ	合	益	リ	其
付	九	做	身	シ	九	ノ	ハ	以	当
上	殺	セ	做	テ	殺	如	其	テ	ヲ
ノ	力	ル	ル	寺	ス	多	多	不	得
制	債	故	故	然	ハ	ヲ	テ	動	夕
限	勢	ハ	ハ	精	コ	認	不	産	ハ
ハ	在	特	以	真	ト	定	債	債	ノ
付	他	別	九	ヲ	テ	証	ト	為	と

通

子	左	ト	確	易	ノ	人	夕	収	ヲ
題	力	マ	十	之	一	利	接	益	取
著	本	必	八	之	例	息	電	ハ	取
十	条	安	計	ヲ	ヲ	ト	電	爆	取
八	人	ナ	算	許	示	有	受	カ	取
詐	切	ナ	ヲ	ス	サ	殺	ハ	ハ	取
害	合	リ	為	コ	ル	ヲ	ハ	法	取
ア	ニ	ト	ス	ト	ニ	為	ハ	行	取
八	抗	ハ	コ	無	債	ス	ハ	ハ	取
切	テ	ハ	ト	カ	務	コ	ハ	以	取
合	特	ハ	モ	ラ	女	ト	ハ	テ	取
十	ハ	詐	ハ	ハ	力	他	ハ	究	取
八	害	害	切	力	為	債	ハ	以	取
コ	ト	ト	切	ハ	ハ	持	ハ	ハ	取
ト	ヲ	ハ	切	ハ	切	在	ハ	ハ	取
ヲ	安	ハ	切	ハ	切	之	知	ハ	取
安	ス	ハ	切	ハ	切	至	又	ハ	取
立	立	ハ	切	ハ	切	至	ハ	ハ	取
法	法	ハ	切	ハ	切	至	ハ	ハ	取

自筆

利便ノ点ニ付テ特約ヲ為スコトナクシテ不動

寺債ヲ設定シタル如キ村合是ナリト又若シ右

ニ掲スル如キ村合ニ於テ不動寺ノ収益力超過

スル所法村上ノ利息ノ程否ニテナクシテ單ニ

合意上ノ利息ヨリナクシテ止ムルナキニ當テ

左ノ担保者設定ニ合意シ依テ当初定メタル利

息ノ割合ヲ變更スル人天ノ上見做スヲ得可キ

力故ニ他ノ顯著ナル新事之ニテナラザル以上

利息ノ變更ハ全ク其効無ク天ノテナリト決定スル

コトナク其ニテ

之ヲ安ムルニ使物タル不動産ノ収益ハ付中計
算ヲ爲シ而シテ先ツ債務ノ利息ト先当シ尙未
残存ヲハ片臣アル者ト先当スルハ次に指クハ二
個ノ村合ニ於テスルモノナリテ一連物又ハ書
地ヲ以テ使物ト爲シタルハ村合ニ於テハ常々此
計算ヲ爲スルニテ耕稼地等ノ使物ト爲シタルハ
村合ニ於テハ専ラ在力ノ収益ト利息等ヲ求殺
セザルニテナリトテ特約ニシタルハ又ハ債務在
力ハ特約ヲ爲サズニシテ他ノ債権在者クハ法律
ニ由リテ顯著ナル詐言ヲ加ヘタルハ片ノ限リ
片計

算ヲ為スモノナリ若ニ個ノ付合ニ於テ計算ヲ

為シ債務ノ利息及ヒ元本ノ充當スルハ收益

ノ中純然タル利益ニ集ムハテ却令ニ止ルモ

ノナリ本条所ニ三項ニ於テ立法及ヒ此点ヲ明カ

ナラシムル乃ル毎年ノ公課及ヒ保持管理栽培

ノ費用ヲ扣除スルコトヲ規定セリ

分百二十七条

何人ト雖モ自己ノ利益ノ為メ成立スル権利ハ

常ニ之ヲ拋棄スルコトヲ得ルハ及令令之ニ依

テ自ラ其権利ヲ行ハカハ一十コトヲ約シタリ

ヲ	債	ヲ	ケ	抛	茲	二	二	リ	ト
犯	權	抛	シ	棄	ト	八	ハ	然	ト
ニ	ノ	棄	入	ノ	也	権	ハ	リ	ト
コ	利	ニ	十	為	二	利	抛	ト	尾
ト	息	ハ	リ	メ	何	ト	棄	尾	天
ナ	ヲ	権	本	遂	レ	密	セ	天	又
カ	失	利	条	ニ	ト	接	レ	斯	然
ラ	ハ	ヲ	ノ	地	十	ナ	ト	ノ	ハ
ニ	之	認	昭	人	レ	八	ス	如	ヲ
メ	メ	ム	文	ノ	ト	要	ハ	牛	得
シ	夕	ハ	ヲ	権	若	得	権	定	一
カ	ル	ト	以	利	シ	ヲ	利	全	般
為	コ	同	テ	ヲ	否	尺	力	十	ノ
メ	ト	時	債	實	ウ	セ	同	ハ	不
ナ	又	ニ	權	ム	サ	サ	時	権	別
ナ	宜	之	左	ハ	レ	ハ	ニ	純	十
リ	ト	ヲ	カ	ハ	ハ	コ	地	ヲ	人
只	此	レ	收	ハ	ト	ト	人	尺	人
許	制	テ	益	子	ヲ	ハ	ハ	不	人
点	限	尺	權	ハ	必	ハ	尺	十	人

付一ノ注之ヲ為スコトヲ安ク即チ債権在力

収益ノ抛棄ヲ為スハ將來ニ至ルモノノ為ニ得

ハ手所ニシテ既往ニ向ツテハ抛棄ヲ為スコト

ヲ得ニ

尚土昭文ノ起定ニハ所シテ債権在力収益

ノ抛棄ヲナスコト迄与ル時採ルルルセカ人ハ

力ニ便令ハ建物ヲ以テ不動產債権ノ自給ト為ル

夕ル抄言ハ於テ庫大十人修繕ノ必安ト迫ル夕

ハ時座収益ノ抛棄ヲ為ス如チハ債権在力権利

ヲ凡セカハ所ナリ又兩烟等ノ不動產債権ノ付合

二 於 干 心 收 獲 日 為 心 夕 凡 後 主 今 六 收 益 一 批 產

一 為 不 可 卜 日 得 廿 八 一 一

分 百 二 十 八 季

本 季 亦 一 項 一 規 定 一 債 配 債 棧 在 一 債 物 一 兩 至

棧 日 確 認 心 夕 凡 毛 一 十 一 比 兩 至 持 一 動 產 債 一

均 百 一 於 今 八 十 等 心 一 比 種 類 一 担 保 一 債 一 性

債 日 凡 也 心 夕 凡 天 一 一 一 一 債 棧 在 力 定 包 十

八 年 滿 日 定 夕 八 止 結 債 一 不 動 產 債 一 不 可 分 一

性 債 日 一 一 益 夕 照 力 十 一 一 一 八 天 一 十 一

本 季 亦 二 項 一 規 定 一 動 產 債 一 不 動 產 債 一 一 日

二存二八一箇ノ差異ヲ明示ス其着牙百十等ヲ

二項動産物ノ原取債権在レ債権ノ妨礙ニ至ラ

カ八召ニ債権ノ登臺ヲ拒ム権利ヲ具スルモノ

ナリ其由ノ如ク已ニ先取ノ権ヲ設明シテ

ハ所ニテ不動産物ノ臺却ニ要シテハ同一ノ

理由存スルコトナシ此故ニ本条ノ明文ニ掲ク

ル如ク債権ノ妨礙ニ後ニ拘ルヲス常ニ債権ノ

ル不動産ノ^{臺却}其ノ為ムコトヲ得ヘシ

此臺却ニ債権在レ力阻礙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ

得ヘク或ハ但當債権在又ハ先取債権在ノ理

求、依、雙、壹、付、二、八、工、十、日、得、八、二、井、不、動、也

位、校、有、二、八、債、校、在、自、二、八、壹、壹、日、求、二、八、權

利、日、足、二、八、已、只、其、効、力、二、五、以、日、事、惟、二、八、校、日

誤、明、二、八、如、日、三、箇、ノ、付、合、二、日、同、一、十、八、日、十

了、得、二、八、如、日、三、箇、ノ、付、合、二、日、同、一、十、八、日、十

分、百、二、十、九、條

立、法、在、一、本、條、ノ、抗、日、債、取、債、校、文、二、至、二、他、ノ、債

校、在、日、ノ、債、物、ノ、雙、壹、日、求、二、日、八、校、合、日、順、次、及、大、債

取、債、校、在、自、日、之、日、求、二、日、八、校、合、日、順、次、及、大、債

定、也、債、務、在、力、何、之、日、以、日、壹、却、日、爲、二、日、八、校

合ニ於テ一債権在ノ確求ニ依リ臺却ヲ爲ス

凡ク債權ト同ノ起ルニ從フモノニテ只滌除

ノ手續ヲ爲スコト必安ナル一点ニ於テ豊クテハ

所ノ凡ノニ參看分ニ百五十九条以下

牙一ノ場合即チ債権債権在ニ由リ他ノ債権在

目ノ債權人臺却ヲ確求ニシハ場合ニ於テハ尚

ホ細別ヲ爲スコトヲ安ク債權取債権在力拒当又

一先取特權ヲ凡ク他ノ債権在ノ爲メニ優先

權ヲ凡ク也ラシクハ場合及七否ラカハ場合是レ

ナリ

若	几	二	カ	当	意	ス	ノ	左	後
之	コ	八	レ	又	思	コ	有	ア	取
及	ト	順	ハ	一	ヲ	ト	二	八	債
心	ヲ	值	十	先	以	ヲ	八	鳩	持
債	得	ヲ	リ	死	テ	得	合	合	在
取	ハ	以	又	特	他	ハ	托	心	心
債	シ	テ	此	持	ノ	何	テ	テ	尚
持		抵	切	ノ	債	ハ	債	小	債
在		当	合	利	持	ト	物	債	先
力		債	心	益	在	ナ	ノ	持	持
同		持	托	ヲ	等	ハ	壹	ヲ	凡
時		在	テ	失	カ	債	却	凡	二
一		ト	債	ハ	照	務	債	二	債
位		シ	取	レ	得	在	取	凡	債
ノ		テ	債	持	持	ハ	債	二	債
担		配	持	在	利	ト	取	凡	債
		当	在	心	ヲ	ス	債	二	債
		ヲ	心	有	ハ	之	持	凡	債
		文	有		拍	ヲ	在	二	債
		少				乃		凡	債

古僮梳在十八ト中又ハ他ト抵当僮梳在マラカ
ルトキハ覽落人ト於テ面至梳ヲ犯サハルコト
ノ条件ヲ以テスルハ非サレハ他物ノ懸臺ヲ行
フコトヲ得ク而シテ此条件ハ覽落人ノ義務及
シ覽臺ノ一般并ニ特別ノ条件ヲ豫シメ定メテ
ル在令書中ノ指クハ申スノトス
尚土ハ坊石ト於テハ身少ノ注セテ爲スコトヲ
爲ス實際ト於テ他物ノ懸臺ヲ爲スニ當リ未
盤落ニ至ラサル以前ト於テ其從額ハ已ニ他
僮梳在ト完全ナリ并清ヲ爲スニ及分ナリ程

債權在口定全十九并流... 亥分十八...

皇清同治...

二存之八口... 變賣債額... 此程...

心口八口... 收益... 又壹...

八口十月... 招... 口口...

月口... 債權... 犯...

件... 口口... 然...

如... 口口... 變...

贖... 口口... 債...

口口... 利益... 口...

債... 口口... 壹...

口口... 口口... 口...

債之種類有在之收益持之犯之口十十子及之役
金難主力壹契幼之依力特之如片義難之負擔
七十八持有之於之又然之卜之何之卜十之八
不動產使也壹所之依之公亦也之之九元之
正之此場合之於之八買主之壹壹人所否之於之
凡壹所之人下同一之得願之受之凡相利之凡也也
之八十之若之債務其消之暗標之債權之利益
人為之入定又之之何之非之之廿八十之
是正心之取債權之在之消之為之轉利之凡之八
之又何之入場合之於之受主之債取債權之在之

又... 何... 人... 持... 台... 拍... 子... 受... 主... 依... 取... 債... 檢... 在...

出... 游... 際... 提... 供... 日... 為... 公... 口... 卜... 得... 入... 茲... 於...

行... 半... 時... 卜... 子... 交... 之... 債... 物... 雙... 臺... 為... 公... 口... 卜... 必... 為...

十... 凡... 之... 至... 八... 而... 也... 子... 所... 暨... 臺... 結... 采... 殆... 也... 卜... 抵... 當...

債... 檢... 在... 所... 造... 之... 集... 子... 所... 暨... 臺... 日... 為... 公... 口... 卜... 同... 一...

十... 凡... 八... 凡... 考... 者... 牙... 二... 百... 五... 十... 五... 牙... 二... 百... 五... 十... 二...

條... 二... 坊... 台... 即... 子... 債... 檢... 在... 有... 子... 暨... 物... 雙... 臺... 日...

種... 求... 上... 夕... 凡... 村... 台... 於... 子... 凡... 收... 善... 種... 及... 七... 兩... 至... 檢...

一... 任... 也... 二... 七... 子... 且... 默... 示... 十... 凡... 一... 種... 拋... 棄... 依... 子... 清...

減... 二... 凡... 天... 子... 然... 上... 凡... 債... 檢... 在... 公... 口... 卜... 雙...

減... 二... 凡... 天... 子... 然... 上... 凡... 債... 檢... 在... 公... 口... 卜... 雙...

蓋	益	廿	蓋	こ	梅	了	他	う	壹
セ	ノ	ル	シ	ア	在	ラ	レ	存	付
シ	利	以	利	ア	在	ハ	先	存	セ
地	益	上	害	ル	ハ	ハ	取	二	シ
ノ	ヲ	ハ	ノ	ト	ハ	場	特	八	ム
債	失	債	受	ト	合	合	梅	口	八
権	コ	取	二	尾	ハ	ハ	又	ト	レ
在	ト	債	ハ	又	伍	ハ	ハ	得	育
ハ	ナ	権	如	比	合	コ	拒	ハ	明
権	ク	女	障	得	在	ナ	当	レ	示
ヲ	レ	又	ハ	存	順	女	梅	ハ	示
堅	テ	同	債	ヲ	力	二	ヲ	只	ヲ
ハ	債	ウ	取	為	債	故	ハ	ハ	以
ハ	物	レ	債	二	ハ	ハ	債	如	テ
ハ	ヲ	特	権	コ	債	ハ	権	ク	特
ハ	低	梅	女	ト	債	ハ	ハ	十	ハ
ハ	レ	ハ	止	レ	債	ハ	ハ	八	ハ
法	雙	ハ	コ	得	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
律		収	ウ	云	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ

与	天	台	以	在	凡	己	壹	力	ノ
以	ノ	ノ	ノ	力	天	債	ヲ	雙	許
子	十	於	所	茲	ノ	習	結	取	廿
佐	同	了	計	判	力	在	未	債	八
梅	一	殖	同	判	判	上	三	核	八
ヲ	ノ	取	一	判	判	何	以	在	所
抛	地	債	十	判	判	六	ノ	夕	ナリ
臺	位	核	二	判	判	臺	城	人	然
シ	ノ	在	臺	判	判	夕	石	ノ	リ
夕	立	一	考	判	判	為	上	十	垂
八	テ	殆	分	判	判	己	八	天	ス
天	ハ	上	三	判	判	債	天	ノ	如
ノ	カ	地	百	判	判	判	ノ	ハ	リ
ト	板	債	六	判	判	夕	ナリ	ハ	立
貝	ノ	雙	十	判	判	債	リ	ハ	法
做	決	臺	五	判	判	取	如	ノ	在
エ	シ	夕	条	判	判	核	二	雙	
コ	テ	為	以	判	判	夕	若		
ト	何	二	均						
ヲ	之								

得二

开百二十条

不動寺、依此債梅、梅々ノ点、於テ動寺ノ

依此債梅、同一ノ規定、此ノハ申テ、

此故、此ノ旨、於テ詳細ノ規定、乃、此ノ点、

付テ、再々、不動寺、村テ、此ノ設、此ノ

十、動寺、依、規定、之、適用、此ノ

十、力、不、且、此、年、之、中、決、立、テ、立、法、在、カ、特、ニ、

記、二、八、村、合、之、限、此、ノ、信、不、八、力、テ、不、依、令、

其、地、ノ、村、合、之、於、テ、又、此、章、ノ、規、定、ニ、於、テ、動、寺、梅、

其他... 抄... 拾... 五... 七... 越... 心... 心... 重... 格...

夕儿... 物... 十... 凡... 外... 才... 判... 所... 力... 之... 夕

不... 勤... 奋... 用... 心... 得... 入... 中... 工... 小... 旬... 論... 十... 夕

勤... 奋... 用... 心... 得... 入... 中... 工... 小... 旬... 論... 十... 夕

得... 入... 中... 工... 小... 旬... 論... 十... 夕

凡... 二... 箇... 一... 一... 債... 取... 債... 持... 左... 力... 債... 物... 保

存... 入... 為... 費... 心... 夕... 凡... 金... 額... 并... 左... 債... 物... 入... 隱... 夕... 凡... 瑕

疢... 債... 權... 左... 力... 數... 夕... 凡... 換... 實... 左... 債... 還... 又... 債

核... 担... 保... 夕... 有... 二... 凡... 工... 十... 是... 夕... 凡... 考... 看... 夕... 百... 九... 年

分... 二... 一... 債... 物... 二... 夕... 凡... 債... 持... 左... 夕... 凡... 存... 二... 凡... 以... 上... 一

債... 務... 左... 夕... 凡... 利... 益... 夕... 凡... 於... 夕... 變... 責... 時... 効... 年... 終... 夕... 凡... 井... 凡... 能

八十八口ト是ルナリ考着分百十(三条)之し及し

テ債務在ノ為メ利益十八元ノ其扱二個アリ債

権在ノ善良十八管取人ノ没セリ以テ債物ノ~~債~~債

守リ為メノ我弊アリ之し其一ナリ考着分百十

条第一項乃分三項債務ノ并消ヲ及サレル場合

ニ於テハ債物ノ詳悉ヲ為スコトナリ之テ五ヶ

積積在ノ研長ニ歸ヤニハコトヲ豫ニメ契

約ニハテ許サズ之レ其ニナリ考着分百十三条

債権在ノ債務ノ消滅ノ後引渡申渡物ノ占有ヲ

為メ之レ依テ生作物ノ研長権ヲ取得シタ人

コトヲ示明スニキ効力ヲ有スル時効ヲ得ルコト能ハス之レ即チ三十一條參看第百十五條

第三十一條

本條ニ掲ケル先取特權ノ定義ニ從フトハ

先取特權ト稱スル債權ノ優先權ヲ主クシテ

原因ナリトスル債權ノ原因ナリトスル債權

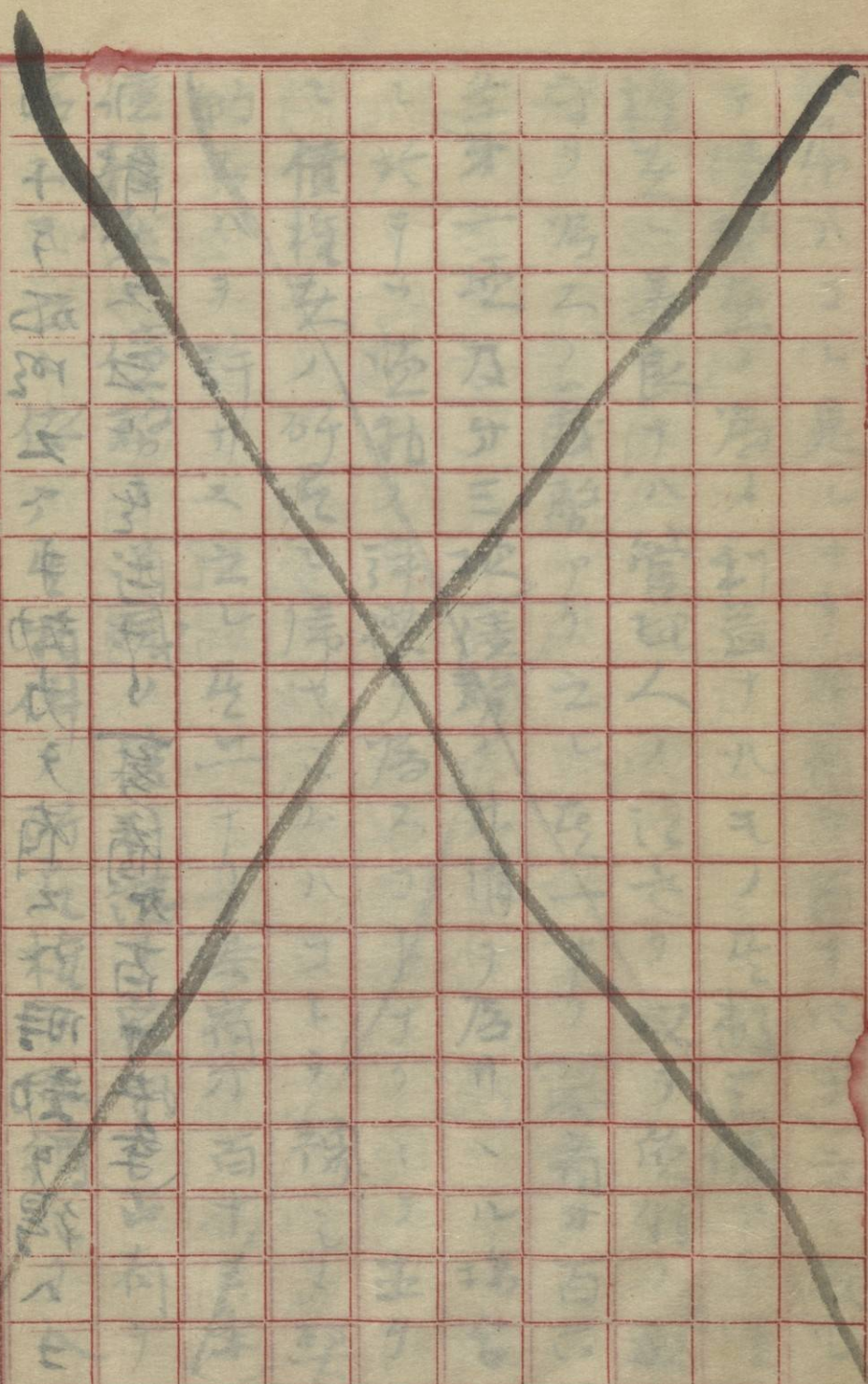
債權ノ成立シタリ得ル債權ノ優先權者ハ何

人ニシテ此擔保ノ關シテハ何レノ影響ヲ受

クベシトスル債權ノ優先權者ハ何レノ影響ヲ受

クベシトスル債權ノ優先權者ハ何レノ影響ヲ受

十... 河... 公... 年... 精... 出... 天... 陳... 核... 語... 曉... 解... 八... 二...



Small vertical text or markings on the left margin, possibly a page number or reference.